

京都市告示第349号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

令和元年10月1日

京都市長 門川大作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
近藤 秀仁	京都第一赤十字病院	小児科	肢体	心臓，腎臓，呼吸器，ぼうこう・直腸，小腸

(地域リハビリテーション推進センター企画課)